

第2編 道民経済計算のしくみ

第1章 道民経済計算のしくみ

1 道民経済計算の概要

(1) 道民経済計算とは

道民経済計算は、国民経済計算の基本的な考えや仕組みに基づき、北海道という行政区域を単位として1か年（年度）の経済活動の成果を計測するものである。

(2) 道民経済計算のねらい

道民経済計算は、本道の経済の循環と構造を生産、分配、支出等各方面にわたり計量把握することにより本道経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な経済指標として、行財政・経済政策に資することを目的とする。

(3) 道民経済計算体系の概要

道民経済計算体系は、本道の経済の循環と構造を社会会計方式により、1年間の経済活動を「生産」、「分配」、「支出」に分けて事後的に整合したかたちで記録する統計システムである。（三面等価の原則）

経済活動の記録方法は「取引」として捉え、取引への参加者を「取引主体」と「取引客体」に分け「取引」を受払いの両面から、貸借の原理・複式記録の手法に基づいて経済活動別ならびに経済主体別の勘定として記録する。

(4) 道民経済計算の概念と相互関連

① 道内概念と道民概念

本道の経済を把握するうえで道内概念と道民概念とがある。

道内概念とは、道という行政区域内での経済活動を、たずさわった者の居住地に係わりなく把握するものである。一方、道民概念とは道内居住者の経済活動を、地域に係わりなく把握するものである。なお、ここでいう居住者とは個人のみならず、法人企業、政府機関等経済主体全般を指す。

道民経済計算では、生産及び支出を道内概念、分配を道民概念で捉えている。

② 総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備などの固定資産は生産の過程において消耗していく。この消耗の価格分（固定資本減耗）を含んだ形で付加価値を評価するものを「総（グロス）生産」といい、控除して評価するものを「純（ネット）生産」という。

③ 諸系列の相互関連

道民経済計算を把握する場合、上記の概念のほか、「市場価格表示と要素費用表示（用語解説参照）」などの概念があり、これらは密接な関連をもっている。これらの関係を図示したものが38ページの図である。

④ 名目値と実質値

名目値とは、実際に市場で取り引きされている価格に基づいて推計された値。実質値とは、ある年（参照年）からの物価の上昇・下落分を取り除いた値。

名目値では、インフレ・デフレによる物価変動の影響を受けるため、経済成長率を見るときは、これらの要因を取り除いた実質値で見ることが多い。

なお、平成27年度推計から、実質値については、生産系列・支出系列ともに「連鎖

方式」を採用し公表している。

⑤ 固定基準年方式と連鎖方式

固定基準年方式は、特定の年を基準年として実質値を計算する方式で、連鎖方式は、基準年を特定の年に固定せず、常に前年を基準年として、毎年前年との比較で実質値を算出し、それらを積み重ねて接続する方式である。

前年を基準年とする連鎖方式では、実質の内訳項目の合計が合計欄と一致しない（「加法整合性」が成立しない）という特性があるため、「開差」という欄を設けて調整している。

(5) 遡及改定

道民経済計算は多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査には毎年実施されないものもあり、調査が実施されない中間年は、統計的処理によって求めた数値を用いて推計し、新しい調査結果が公表された時点で過去に遡って改定している。

また、産業連関表や国勢調査等の重要な基礎統計の調査結果が公表された時点で、道民経済計算の推計値全体を改定する基準改定を行っている。

これらの理由から、利用に当たっては過去に公表した年度のデータではなく、最新の年報の公表値を用いる必要がある。

2 道民経済計算における経済の循環と構造のとらえ方

(1) 勘定体系

道民経済計算においてもっとも基本的な関係は、生産あるいは移輸入される財貨・サービスは消費されるか、資本形成に使われるか、あるいは移輸出されるかということである。このような関係を、SNA（国際基準である国民経済計算体系）では経常勘定、蓄積勘定及びバランスシートにより記録する。これらの勘定は相互に密接に結びついており、各勘定は整合的に組み立てられている。道民経済計算では、経常勘定と蓄積勘定のうちの資本勘定が取り扱われる。

① 経常勘定

経常勘定は生産勘定と所得支出勘定からなる。生産勘定では、財貨・サービスを生産する活動が経済活動別に記録され、産出から中間投入を差し引いて付加価値が得られることが示される。

所得支出勘定では、付加価値からの第1次所得（雇用者報酬、生産・輸入品に課される税、営業余剰・混合所得、財産所得）の配分、税・社会保障などによる再分配、最終消費支出及び貯蓄が記録される。

② 資本勘定

資本勘定では、所得支出勘定から得られる貯蓄に資本移転の純受取が記録され、これらの合計と固定資本形成、在庫変動及び土地の純購入の合計の差が純貸出（+）／純借入（-）となる。

③ 取引記録の基準

道民経済計算における以上の勘定に取引を記録する時点については、SNAの発生主義の原則と同様とする。発生主義では、経済価値が創出され、さらに分配され、また、交換、移転、消滅する時点において記録される。すなわち、所有権の変更を伴う取引は変更が生ずる時点で、サービスは提供される時点で、産出は生産物が作り出される時点で、中間消費は原材料が使用される時点で記録される。建設活動は、工事の進捗に応じて、工事の出来高を記録する。

(2) 取引主体の分類

道民経済計算のように、マクロ集計量を取扱う勘定体系においては、行動の原理が異なる個々の経済主体を同質のグループに集約し、グループごとに勘定を作成する。SNAでは異なる2つの観点から経済主体を分類する2重分類をとる。第1は制度単位を分類とする制度部門別分類である。制度単位は財や資産を所有し、負債を負い、自らの意思で経済活動を行う主体をいう。第2は事業所を主として、生産に使用する技術の同一性によって分類する経済活動別分類である。事業所とは、1つの場所で、ある特定の生産活動を行う企業あるいは企業の一部をいう。

① 制度部門別分類

制度単位は、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）及び対家計民間非営利団体の5つに分類される。

ア 非金融法人企業

非金融法人企業は、全ての居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業や準法人企業から成る。法人企業としては、営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、医療機関等や、特殊法人等の一部が含まれる。市場生産に携わる非営利団体として、医療サービスを供給する医療機関（医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む）や、介護保険による介護サービスを供給する介護事業者、さらには経済団体が含まれる。準法人企業とは、法人企業ではないが、基本的にこれと同様に自律的に意思決定を行う主体を指し、海外の企業の国内支店や、国の特別会計の一部等が含まれる。

非金融法人企業は、政府による所有・支配に応じて、民間非金融法人企業か公的非金融企業に分かれる。①政府が議決権の過半数を保有している、または、②取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任免権を持つ）、のいずれかを満たす場合には公的企業（公的非金融企業または公的金融機関）に分類し、そうでない場合は民間企業（民間非金融法人企業または民間金融機関）とする。

なお、公的法人企業の子会社のうち、政府諸機関の分類対象でないものについては、基礎統計上の制約から、公的法人企業には含めていない。

イ 金融機関

金融機関は、全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業から成る。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれるとともに、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれる。

平成23年基準以降、2008SNA（System of National Accounts 2008（国連統計委員会の勧告））を踏まえ、市場における活動や負債の流動性に応じて9つの内訳部門に区分される。具体的には、中央銀行、預金取扱機関、マネーマーケットファンド、その他の投資信託、公的専属金融機関、保険、年金基金、その他の金融仲介機関、非仲介型金融機関から成る。

ウ 一般政府

一般政府には、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関から成り、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

中央政府には、国の一般会計のほか、特別会計の一部、独立行政法人等の一部が含まれる。地方政府には、地方公共団体の普通会計のほか、公営事業会計の一部、地方独立行政法人の一部が含まれる。社会保障基金は、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものであり、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計（保険事業特別会計）のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合等が含まれる。

なお、中央政府（国）の出先機関及び中央政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「全国社会保障基金」という）の事務所等は、事業所としてはその存在地域に立地するが、制度単位としての中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの地域にも属さない擬制的な地域（以下「準地域」という）に所在するものと

する。地方政府及び地方政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「地方社会保障基金」という）は、その地域に存在するものとする。

また、中央政府等の扱い変更により、地域区分の名称を次の様に使い分ける。地理的な区分は、「道内・道外」とし、制度単位による概念的な区分は「域内・域外」とする。ここで、「域内」とは自県の制度部門が所在するとする概念上の地域であり、「域外」とは他の都府県の制度部門及び中央政府等が所在するとする概念上の地域である。「域外」のうち地理的には存在しない地域（準地域）に中央政府等を位置付ける。

2015年（平成27年）を基準とする今回の基準改定では、制度部門名として「中央政府等」、「地方政府等」の新たな名称を使用する。「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金であり、「地方政府等」は地方政府と地方社会保障基金である

エ 家計

家計は、生計を共にする全ての居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業（非法人企業）も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録される。

オ 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。対家計民間非営利団体は、利益分配を行うことができない非営利団体のうち、非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門と定義されるが、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難であり、こうした制約を踏まえて、JSNA（SNAに準拠した日本の国民経済計算体系）と同様、道民経済計算においては、日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体について対家計民間非営利団体と位置付けている。

② 経済活動別分類

SNAにおいては、財貨・サービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の単位として「事業所」が位置付けられており、これらを同質的なグループに分類したものとして「産業（industry）」がある。より具体的には、事業所ごとに、その事業所の主要な生産物（主産物）に着目し、同じ主産物を生産する事業所を一つの産業と分類する。また、事業所が主産物以外に副次的な生産物を生産している場合があるが、その場合も、あくまで同じ主産物を生産する事業所をグルーピングして一つの産業とする。このため、各産業の生産物には、主産物のほかに複数の副次的生産物がありうる。2008SNAにおいては、この産業の分類は、国連が作成する国際基準である「国際標準産業分類」の改定第4版（ISIC Rev. 4）に拠っている。JSNAと同様、道民経済計算においては、SNAにおける「産業」を「経済活動」、「分類」を「経済活動別分類」と呼称している。この経済活動別分類は、平成23年基準以降については、大分類レベルで可能な限りISIC Rev. 4と整合的なものとなるよう設定されている。

なお、平成17年基準以前の経済活動別分類は、全体をまず市場生産者を意味する「産業」と非市場生産者を意味する「政府サービス生産者」や「対家計民間非営利サ

ービス生産者」に分けた上で、それぞれの中でさらに内訳分類を設定する形になっており、また、サービス業が集約されているなど、国際標準産業分類とは必ずしも整合的でない分類体系となっていた。これに対して、平成 23 年基準では、全体をまず「産業」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」と区分する方法を取り止めるとともに、サービス業について、ISIC Rev. 4 と可能な限り整合的となるよう細分化を行っている。

(市場生産者と非市場生産者)

事業所は、市場生産者と非市場生産者にも分けられる。市場生産者とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が需要する量に意味のある影響を及ぼす価格）で生産物のほとんど、又は全てを販売する生産者である。非市場生産者とは、無料又は経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいはまったく影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される生産物の生産者であり、一般政府と対家計民間非営利団体が該当する。

JSNA では、売上高が生産費用の 50%を下回る場合に、経済的に意味のない価格とみなすことになっている。

ア 市場生産者

市場生産者には、民間企業の事業所のほか、政府関係機関のうち公的企業として市場生産者に分類される事業所が含まれる。

医療機関については、同一の社会保険診療報酬制度の下で運営していることから、公立病院も含めて、全て市場生産者として扱う。また、主として企業のためにサービスを提供する非営利団体、家計の持ち家と政府及び民間非営利団体の給与住宅、家計、政府又は民間非営利団体が自ら使用するために行う建物の建設などが市場生産者の活動の範囲に含まれる。

イ 非市場生産者

一般政府と対家計民間非営利団体が含まれる。

3 道民経済計算の基本勘定・主要系列表の概念と内容

I 基本勘定

(1) 1 統合勘定

統合勘定は、モノ（財貨・サービス）の取引の結果とカネ（所得、金融資産・負債）の流れの結果とを統合して記録し、北海道における1年間の経済活動の結果を総括したものである。

ア 1-1 道内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は、道内における経済活動を総括する道内生産勘定である。

勘定の借方（上段）は、道内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した道内総生産（生産側）であり、構成項目は「雇用者報酬」と「営業余剰・混合所得」、「固定資本減耗」、「生産・輸入品に課される税（中央政府、地方政府）」、「（控除）補助金（中央政府、地方政府）」となっている。

勘定の貸方（下段）は、道内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した道内総生産（支出側）であり、構成項目は「民間最終消費支出」と「地方政府最終消費支出」、「道内総固定資本形成」と「在庫変動」、「財貨・サービスの移出入（純）」となっている。

道内総生産（生産側）と道内総生産（支出側）は理論上同額となるべきであるが、実際の推計ではそれぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、不一致を免れない。そのため、差額を「統計上の不突合」として道内総生産（支出側）に計上し、バランスをとっている。

イ 1-2 道民可処分所得と使用勘定

この勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払のほか、財産所得などの移転所得の受払いで構成され、処分可能な所得総額とその使用のバランスを示すものとして統合されている。

勘定の上段の「民間最終消費支出」、「地方政府最終消費支出」及び「道民貯蓄」は道民可処分所得の使用の内容を示しており、所得支出勘定の各制度部門のそれぞれの項目の和として求めている。

勘定の下段では、雇用者報酬は道内で発生した雇用者報酬（道内概念）と道外からの雇用者報酬の純受取分を計上し、道民概念の雇用者報酬としている。これらのほか、「営業余剰・混合所得」、移転項目の「道外からの財産所得（純）」と「道外からのその他の経常移転（純）」、「生産・輸入品に課される税（地方政府）」及び「（控除）補助金（地方政府）」を計上している。

ウ 1-3 資本勘定

この勘定は、資本の蓄積とその資金調達バランスを制度部門について統合したもので、もとより、資産の蓄積とその資金の調達については、非金融面の資本取引と金融取引に区分されるが、道民経済計算では非金融面の資本取引について推計している。

この勘定においては、上段の資本蓄積側には、「総固定資本形成」、「（控除）固定資本減耗」、「在庫変動」及び「純貸出（+）/純借入（-）」が記録され、下段

の資金調達側には、「道民貯蓄」と「道外からの資本移転（純）」が記録され、「統計上の不突合」が控除される。

エ 1-4 道外勘定（経常取引）

道外勘定には、道全体としてとらえた道外との取引が計上されており、道外の視点からみた勘定となっている。経常取引、資本取引及び金融取引に区分されているが、道民経済計算では経常取引について推計している。

経常取引は、「財貨・サービスの移出入（純）」、「雇用者報酬」、「生産・輸入品に課される税（中央政府）」、「（控除）補助金（中央政府）」、「財産所得」及び「（その他の）経常移転」によって構成され、バランス項目として支払側に「経常収支（域外）」（経常道外収支）が設けられている。

（2） 2 制度部門別所得支出勘定

生産活動の結果発生した所得（付加価値）は、固定資本減耗を除いた後、生産に参加した経済主体に雇用者報酬、営業余剰・混合所得といった形で、財産所得とともに分配され、さらに様々な再分配過程を経て消費され、残りの部分が貯蓄として記録される。これを勘定として示したのが所得支出勘定である。この勘定は、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府（地方政府等）」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」の5制度部門別に作成している。

勘定の貸方（受取）は、要素所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）と移転所得（財産所得、財産所得以外の経常移転）から構成され、借方（支払）は、最終消費支出、貯蓄及び移転所得（財産所得、財産所得以外の経常移転）から構成される。

ア 要素所得

（ア）雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値の雇用者への分配額であり、雇用者が労働の対価として受け取る現金や現物給与のほか、雇主が直接負担する社会保障関係費用も雇用者に支払われたものとみなされて、雇用者報酬の構成要素となる。雇用者報酬は、家計部門に記録され、道外との受払いを調整した道民概念で計上される。

（イ）営業余剰・混合所得

要素費用表示の道内純生産である道内要素所得から道内ベースの雇用者報酬を差し引いたものであり、非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業を含む）の3制度部門において発生する。

イ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

（ア）生産・輸入品に課される税

消費税等の「付加価値型税」、関税の「輸入関税」、酒税等の「その他」に分けられる「生産物に課される税」と、固定資産税などの「生産に課されるその他の税」からなる。制度部門別所得支出勘定では、一般政府（地方政府等）に地方政府分が計上される。

（イ）補助金

①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。

制度部門別所得支出勘定では、一般政府（地方政府等）に地方政府分が計上される。

ウ 移転所得

（ア）財産所得

「利子」、「法人企業の分配所得」（家計（個人企業を含む）にあつては「配当）」、「その他の投資所得」及び「賃貸料」からなっている。

（イ）財産所得以外の経常移転

①「所得、富等に課される経常税」

いわゆる直接税であり、所得税、法人税、道民税などを計上する。

②「現物社会移転以外の社会給付及び純社会負担」

（現物社会移転以外の社会給付）

社会保障制度から支払われる社会給付である「現金による社会保障給付」、社会保障制度以外の社会保険である「その他の社会保険年金給付」、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付である「その他の社会保険非年金給付」、社会保険制度には基づかない「社会扶助給付」を計上する。

（純社会負担）

社会保険制度に対する負担であり、「雇主の現実社会負担」、「家計の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」、「家計の追加社会負担」に分けられる。

「雇主の現実社会負担」とは、社会保障基金や企業年金基金への雇主の実際の保険料・掛金等の負担であり、「家計の現実社会負担」とは、社会保障基金等への雇用者・家計の実際の保険料・掛金負担である。「雇主の帰属社会負担」とは、確定給付型の退職後所得保障制度に係る積立不足分の変動等である。「家計の追加社会負担」とは、企業年金に係る資産運用から得られる収益分である。

これらの合計から、企業年金等の運営費用である「年金制度の手数料」を控除したものが「純社会負担」である。

③「その他の経常移転」

「非生命保険取引」、「一般政府内の経常移転」（異なる政府部門間（中央政府、地方政府、社会保障基金）の間の経常移転）及び「他に分類されない経常移転」（寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金、罰金が含まれる）から構成される。

エ 現物社会移転

現物社会移転は、一般政府又は対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指す。社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分、教育、保育所、公共施設において利用者からの料金負担等で賄われない部分等が該当する。

オ 最終消費支出及び貯蓄

最終消費支出は、生産目的以外の財貨・サービスの購入で資本形成に分類されないもので、一般政府（地方政府等）、家計及び対家計民間非営利団体について記録される。さらに、受払合計額を差し引いて、最終的に残った所得が貯蓄である。

カ 年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金や退職一

時金)に係る純社会負担と社会給付の差額であり、家計と金融機関に記録される。

(3) 3 制度部門別資本勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府（中央政府及び全国社会保障基金を含む）、家計、対家計民間非営利団体の5つの制度部門について作成され、制度部門ごとに資本蓄積の形態とそのための資金調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものである。

この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば純貸出になり、原資が実物資産の蓄積を下回れば純借入になり、部門間の資金の運用や調達が発生する。

II 主要系列表

(1) 主-1 経済活動別道内総生産

経済活動別道内総生産とは、1年間に道内各経済部門の生産活動によって、新たに生み出された付加価値の評価額を、経済活動別に示したものである。これは、道内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額から中間投入を控除したものに当たる。

ア ここにいう生産とは、農業、製造業などの物的生産だけでなく、商業、金融・保険業、公務などのサービス生産、知的財産生産物の生産も含まれる。

イ 農家の自家消費に充てられた生産物や所有者自身が使用する住居のサービス(持ち家の帰属家賃)など、市場で取引されない生産物や便益も貨幣評価して含める。

ウ 総生産は、道内概念によって捉えられたものである。道内で生産された生産物であれば他県の県民に対し道外への所得として分配されるものも含まれるが、道外からの所得で、その源泉が他県内の生産にかかわるものは含まれない。

また、この道内総生産(生産側)については、連鎖方式による実質値及びデフレーターも表示している。

実質化にあたっては、産出額と中間投入とを実質化して、その差から実質道内総生産を求めるダブル・デフレーション方式を用いている。

デフレーターは、名目値を実質値で除したもの(インプリシット・デフレーター)としている。

(2) 主-2 道民所得及び道民可処分所得の分配

道民所得は、生産要素を提供した道内居住者に帰属する所得として把握される。これを機能面からみた場合には、各生産要素である土地、労働、資本などに分類され、それぞれ地代、賃金、企業利潤などの所得を形成する。また制度主体面からみれば、各制度主体に分配され、家計の財産所得、雇用者報酬、個人企業所得、民間法人企業所得などを形成する。

道民所得は、道内居住者が携わった1年間の生産活動によって発生した純付加価値を、生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものであって、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替表示することによって捉えられる。

(3) 主-3 道内総生産（支出側）

新たに生み出された付加価値である総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。

財貨・サービスの処分に対応する支出の状況を、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入（純）の需要項目ごとに把握し、これに生産側の道内総生産である経済活動別道内総生産との差額である統計上の不突合を加えることによって道内総生産（支出側）を表示し、最後に道外からの所得の純額を加算し、道民総所得として示している。

III 付 表

(1) 付-1 一般政府（地方政府等）の制度部門別所得支出取引

一般政府（地方政府等）とは、地方政府である道と市町村、及び地方社会保障基金の3部門であり、それぞれの部門の所得支出取引をみることにより、一般政府（地方政府等）が道民経済に果たしている役割を詳細に把握するための表である。

(2) 付-2 社会保障負担の明細表（道民概念による家計及び雇主の負担）

社会保障基金に対する道民ベースによる家計及び雇主の負担額（支払額）を把握するための表である。その負担額（支払額）には、域外にある全国社会保障基金への負担（域外への支払）も含まれる。2015年（平成27年）を基準とする今回の基準改定では記録内容に変化はない。

(3) 付-3 一般政府から道民ベースによる家計への移転の明細表（社会保障関係）

社会保障基金から道民ベースの家計に支払われる社会保障給付（公的年金、医療、介護、雇用保険給付等）、特定の基金、準備金を設けず雇用者に直接支払われるその他の社会保険非年金給付（退職一時金の一部、公務災害補償等）及び社会扶助給付（生活保護費、恩給等）を、制度ごとに把握するための表である。これらの移転の額には、域外にある全国社会保障基金からの移転（域外からの受取）も含まれる。2015年（平成27年）基準改定前と改定後では、記録内容に変化はない。

(4) 付-4 経済活動別道内総生産および要素所得

経済活動別道内総生産は、経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。

こうして求めた生産者価格表示の経済活動別道内総生産から、固定資本減耗を控除して生産者価格表示の道内純生産を求める。次いで、そこから生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して、道内要素所得を推計する。

さらに、そこから雇用者報酬を控除して、営業余剰・混合所得を求める。

(5) 付-5 経済活動別の就業者数および雇用者数

経済活動別県内総生産及び要素所得との関連において、経済活動別の労働力の投入量が就業者数、雇用者数により示される。就業者は、雇用者、個人業主と無給の家族従業者からなる。2か所の事業所に雇用される者については、2人と数えるため、国勢調査等の調査から得られる計数より就業者総数は大きくなっている。また、パート等の労働

者についても、正規の職員と同様に1人としている。

4 国民経済計算体系への対応

都道府県民経済計算の体系は、国民経済計算（JSNA）の基本的な考え方や構造を都道府県という地域に援用したものであり、国連が、それまで各国で独自の基準で作成されていた経済統計を共通の国際標準基準に基づく国際比較が可能なものとするため策定し、1968年に加盟国に採用を勧告した「国民経済計算（SNA）」が原型となっている。

我が国は、昭和53年（1978年）に「国民経済計算の体系（68SNA）」に全面的に移行し、従来の「国民所得統計ないし国民所得勘定」から「国民経済計算（JSNA）」に名称を改めるとともに、それまでの「県民所得標準方式」の推計を見直し、昭和58年（1983年）に国民経済計算（JSNA）に準拠した「県民経済計算標準方式」を作成して、都道府県及び政令市に68SNA体系への移行を促した。

道は、昭和58年度分推計から従来の「道民所得推計」を「道民経済計算」の名称に改めるとともに、昭和60年度分推計から68SNA体系に基づく「県民経済計算標準方式」に準拠した推計に移行した。

その後、国民経済計算（JSNA）は、平成12年（2000年）に、平成5年（1993年）の国連勧告に基づき93SNAへ移行し、平成28年（2016年）には、平成21年（2009年）の国連勧告に基づき、93SNA策定以後の経済・金融環境の変化を踏まえた08SNAに移行した。さらに、令和2年（2020年）に行われた2015年（平成27年）を基準とする今回の基準改定に伴い、08SNAで求められた概念変更について引き続き対応したほか、推計方法の見直しなども行った。

道民経済計算は、このような国民経済計算（JSNA）の移行に伴い、平成12年度分推計から93SNAによる「県民経済計算標準方式」に、平成27年度分推計からは08SNAによる「県民経済計算標準方式（平成23年基準版）」に基づく推計に移行した。さらに、令和元年度分推計からは、国民経済計算（JSNA）における基準改定や08SNAに沿った見直しに伴い改められた「県民経済計算標準方式（2015年（平成27年）基準版）」に基づく推計に移行した。

この移行に伴い、参照年（物価の総合指数であるデフレーターが100となる年）を平成23年から平成27年に変更し、平成23年度まで遡及して推計値の改定を行った。

また、道民経済計算の平成27年基準改定における主な変更点は次のとおりである。

（1）民間住宅の改装・改修（リフォーム・リニューアル）を総固定資本形成として記録

産業連関表の変更を反映した国民経済計算の対応に準拠して、民間住宅投資に総固定資本形成として「改装・改修（リフォーム・リニューアル）」を新たに記録する。

（2）「娯楽作品原本」を総固定資本形成として、「著作権等サービス」を産出として記録

国民経済計算が基準改定で実施した08SNAへの対応に準拠して、「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を総固定資本形成（民間企業設備）に、新たに記録する。

また、著作権（生産資産）の使用に対する受払は、分配系列の「賃貸料（財産所得）」ではなく、生産系列の「著作権等サービス」として産出額に記録する。

（3）「住宅宿泊事業」、いわゆる「民泊」を記録

国民経済計算が基準改定で実施した経済活動の適切な把握に向けた改善に準拠して、住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる民泊を対象とし、「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス」を新たに記録する。

(4) 中央政府等の扱いを変更

08SNA に示された地域勘定の概念定義に沿って、その活動が一国全体に及び、その全てを地域に配分することはできない中央政府等（中央政府及び全国社会保障基金）は、どの地域にも属さない域外である「準地域」に位置するものとされたことに対応し、中央政府等の扱いを変更し、記録する。

この変更により、生産系列は、これまでどおり地域に記録し変更はないが、分配系列は、中央政府等に係る「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」及び「財産所得」（国債の利払い等）について、域外（準地域）にある中央政府等と域内にある各制度部門との直接取引として記録し、支出系列は、これまで政府最終消費支出に記録していた中央政府等の最終消費支出について、準地域にある中央政府等に移出され、準地域において中央政府等が最終消費するとして、財貨・サービスの移出に記録する。（この変更による道内総生産（支出側）の総額に影響はない。）

5 用語解説

あ 行

○ 移出・移入

道内居住者と道外居住者の間で行われる財貨・サービスの取引である。移出は道外居住者に対する商品などの販売や道外居住者の道内消費支出のことであり、移入は道外居住者からの商品などの購入や道内居住者の道外消費支出を対象としている。

○ 一般政府

一般政府には、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金（全国・地方）が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関から成り、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

2015年(平成27年)基準では、一般政府を「中央政府等」と「地方政府等」に区別し、「中央政府等」は中央政府と全国社会保障基金、「地方政府等」は地方政府と地方社会保障基金を指す。

なお、一般政府（中央政府等）である中央政府及び全国社会保障基金については「準地域」に所在するものとして扱われることとなった。

○ 営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門にのみ発生する。生産に使用した固定資産から発生する固定資本減耗を含む場合は（総）、含まれない場合は（純）として表記される。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として計測していることから、営業余剰・混合所得（純）は存在しない。営業余剰・混合所得（純）は、大きく営業余剰（純）と混合所得（純）に分けられる。営業余剰（純）は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分（「持ち家の帰属家賃」参照）の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

か 行

○ 家計（個人企業を含む）

家計は、生計を共にする全ての本道の居住者である人々の小集団が含まれる。また、自営の個人企業（非法人企業）も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の所有者（持ち家）も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録される。（「持ち家の帰属家賃」参照）

○ 家計最終消費支出

家計最終消費支出は、家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）の新規の財貨・サービスに対する支出であり、同種の中古品、スクラップの純販売額（販売額－購入額）が控除される。土地と建物はこの項目に含まれない。また、農家における農産物の自家消費、持ち家の帰属家賃、賃金・俸給における現物給与等も計上される。

○ 企業所得

企業所得とは、非金融法人企業、金融機関及び個人企業（家計に含まれる）の営業余剰・混合所得（純）に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類される。

○ 帰属計算

帰属計算とは、道（国）民経済計算の特有な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったのにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的に取引計算を行うことをいう。例えば、家計最終消費支出には、持ち家に係る住宅賃貸料である帰属家賃や農家における農産物の自家消費等が含まれる。

○ 金融機関

金融機関は、全ての本道の居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業から成る。非金融法人企業の場合と同様、金融機関には、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。また、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれる。金融機関は、その活動や負債の流動性に応じて9つの内訳部門に区分され、具体的には、中央銀行、預金取扱機関、マネーマーケットファンド、その他の投資信託、公的専属金融機関、保険、年金基金、その他の金融仲介機関、非仲介型金融機関から成る。

○ 経済活動別分類

制度部門別分類が所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、経済活動別分類は、財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。経済活動別分類は、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所など）が統計の基本単位となっている。経済活動別分類は大きくは、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなり、大分類においては国際標準産業分類（ISIC rev.4）と可能な限り整合的なものとなっている。

○ 経常移転

経常移転とは、ある制度単位が直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨・サービスまたは資産も受け取ることなしに、財貨・サービスまたは資産を他の単位に対して供給する取引である移転のうち、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とならないもので、資本移転と区別される移転であり、所得支出勘定に計上される。経常移転には、所得・富等に課される経常税、純社会負担、

現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。その他の経常移転は、非生命純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転から成る。

○ 現物社会移転

現物社会移転は、一般政府または対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形で財貨・サービスの支給を指す（個別の分野における移転支出）。現物社会移転は、一般政府または対家計民間非営利団体が、当該財貨・サービスを市場で購入したものであるか、非市場産出として生産したものかに分かれる。

このうち、「現物社会移転（市場産出の購入）」は、一般政府が家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスを指す。具体的には、①社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分（社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う分も含まれる）や②公費負担医療給付のほか、③義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれる。

一方、「現物社会移転（非市場産出）」は、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスのうち、経済的に意味のない価格に基づく財貨・サービスの販売による収入分を除いた部分を指す。換言すると、（社会一般が便益を享受する集会的なものではなく）対家計の個別的な非市場性の財貨・サービスの産出額（生産費用の積上げで計測）のうち、自己勘定の総固定資本形成に向けられたもの以外で、かつ利用者家計からの料金や負担の支払を控除した残差を表すものである。本項目に含まれる具体例としては、一般政府の支払については、公立保育所や国公立学校、国立の美術館等の産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分が、また対家計民間非営利団体の支払については、私立保育所や私立学校等の全ての対家計民間非営利サービスの産出額のうち利用者からの料金負担等で賄われない部分がある。

○ 公的企業

制度部門のうち非金融法人企業と金融機関は、それが政府による所有または支配があるか否かによって、公的か民間に区分される。具体的には、非金融法人企業や金融機関のうち、①政府が議決権の過半数を保有している、または、②取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任免権を持つ）、のいずれかを満たす場合に公的企業に分類される。公的非金融企業の例としては、特殊法人のうち日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、日本中央競馬会等や、国の特別会計のうち自動車安全特別会計（自動車検査登録勘定、空港整備勘定）、地方の多くの公営事業会計等が挙げられる。

一方、公的金融機関の例としては、特別会計のうち財政投融资特別会計（財政融資資金勘定、投資勘定）等や、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行等の政府関係金融機関が挙げられる。また、中央銀行は公的金融機関に位置付けるという国民経済計算の考え方にに基づき、日本銀行は公的金融機関に含められる。

○ 固定資本減耗

固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。他方、大災害による滅失のように予見しえない固定資産の毀損額については、固定資本減耗には含まれず、「調整勘定」の「その他の資産量変動」として記録される。固定資

本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。具体的には、固定資産ごとに、対応する資本財別の期中平均デフレーターを用いて評価されている。

○ 雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額を指すもので、第1次所得の配分勘定では、家計部門の受取にのみ計上される。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。雇用者報酬は、内訳として、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。

賃金・俸給は、現金と現物の給与の双方を含む。このうち現金給与は、所得税や社会保険料のうち事業主負担分等の控除前の概念であり、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほかに、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等が含まれている。現物給与は、自社製品等の支給など、主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出であり、給与住宅差額家賃も含まれる。

雇主の現実社会負担は、概念上、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担から成る。雇主の現実年金負担は、社会保障制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

雇主の帰属社会負担は、概念上、雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担から成る。雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念であり、企業会計上、発生主義により記録されるこれら制度に係る年金受給権のうち、ある会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した増分（現在勤務増分）に、これら制度の運営費（「年金制度の手数料」と呼ばれる）を加えたものから、これら制度に係る雇主の現実年金負担を控除したものとして定義される。一方、雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金の支給額や、その他無基金により雇主が雇用者に支払う福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。

さ 行

○ 在庫、在庫変動

在庫は、固定資産と並ぶ生産資産の一形態であり、当期あるいはそれ以前の会計期間に出現した財貨・サービスのうち、その後の会計期間において販売、生産等のために使用することを目的として保有されるものを指す。在庫変動は、会計期間中における在庫への繰入額から引出額を差し引き、さらに在庫品として保有中の財貨に対して当該会計

期間内に生じた反復性のある損失額（通常予想される範囲の劣化、紛失等）を差し引いたフローの概念である。在庫は、形態別としては、原材料、仕掛品、製品、流通品の4つの形態から成る。制度部門としては、非金融法人企業、一般政府、家計（個人企業分）にのみ計上される。仕掛品は、育成生物資源の仕掛品（肉用牛や民有林の立木等）とその他の仕掛品（半製品）から成る。また、支出側のGDPを示す主要系列表等では、在庫変動は民間と公的に分けて表章される。このうち、公的在庫（公的企業在庫及び一般政府在庫）の例としては、国の原油備蓄や食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）の備蓄米等が挙げられる。

○ 在庫品評価調整

道（国）民経済計算においては、発生主義の原則がとられており、在庫変動は、当該在庫の増減時点における価格で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、先入先出法や平均原価法等、企業会計上認められている様々な在庫評価方法で評価されている。したがって、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価額の差分も含まれている。そこで企業会計から得られたデータをもとに道（国）民経済計算を作成する場合、両者の評価の相違を調整する必要が生じ、その額を在庫品評価調整額と呼んでいる。すなわち、 $[\text{企業会計における評価額（簿価ベース）} - \text{道（国）民経済計算における評価額（時価ベース）}] = \text{道（国）民経済計算における在庫品評価調整額}$ という関係にある。この評価額の差分を除くための調整が在庫品評価調整である。

○ 財産所得

財産所得は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」から成る。財産所得の受払は、全ての制度部門に記録される。財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」（国民経済計算における「海外直接投資に関する再投資収益」を含む）、「その他の投資所得」（以上が投資所得）、「賃貸料」に分かれる。

○ 市場価格表示および要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含んだ価格表示のことである。一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗）による評価方法であり、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）を含まない価格表示のことである。道（国）民経済計算では、道（国）内総生産、道（国）民可処分所得は市場価格表示で、道（国）民所得は市場価格表示と要素費用表示の両方で評価されている。

○ 市場生産者、非市場生産者

財貨・サービスの生産者について、これらを経済的に意味のある価格で供給する場合を「市場生産者」に、これらを無料ないし経済的に意味のない価格で供給する場合を「非市場生産者」に区分する。具体的には、市場性の判断の基準としては、原則として、売上高が生産費用の50%以上であれば市場性があるとして、50%未満であれば市場性がない（非市場である）とする（いわゆる「50%基準」）。ただし、売上高が生産費用の50%

以上であっても、政府に対して財貨・サービスを販売する機関の場合、対象機関が当該財貨・サービスの唯一の売り手であり、かつ政府が唯一の買い手である場合には、市場性がないと判断する。制度部門ごとに見ると、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）は市場生産者、一般政府、対家計民間非営利団体は非市場生産者として扱われている。

○ 社会給付及び純社会負担

社会給付は、病気・失業・退職・住宅・教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転と定義され、①社会保障制度の公的年金等の「現金による社会保障給付」、②企業年金や発生主義で記録される退職一時金を含む「その他の社会保険年金給付」、③発生主義により記録されない退職一時金等の「その他の社会保険非年金給付」、④生活保護などの「社会扶助給付」のほか、⑤「現物社会移転」のうち社会保障制度の医療保険給付及び介護保険給付、が位置付けられる。

純社会負担とは、社会給付が支払われることに備えて社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払と定義され、①社会保障基金や企業年金の年金基金への雇主の実際の保険料・掛金等の負担である「雇主の現実社会負担」、②雇用関係をベースとする確定給付型の退職後所得保障制度（発生主義により記録される確定給付型の企業年金と退職一時金）に係る積立不足分の変動等を示す「雇主の帰属社会負担」、③社会保障基金等への雇用者・家計の実際の保険料・掛金負担である「家計の現実社会負担」、④企業年金に係る資産運用から得られる収益（概念的なものを含む）の迂回処理分である「家計の追加社会負担」の合計から、⑤企業年金等の運営費用を示す「年金制度の手数料」を控除したものとなる。

○ 社会扶助給付

社会扶助給付は、一般政府または対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。受取側では家計、支払側では一般政府、対家計民間非営利団体にのみ記録される。具体的には一般政府分には生活保護費（公費負担医療給付は現物社会移転に含まれるため除く）、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分には無償の奨学金等が含まれる。

○ 社会保障基金（全国・地方）

社会保障基金は、中央政府、地方政府と並ぶ一般政府の内訳部門の一つであり、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義される。具体的には、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計（保険事業特別会計）のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合の一部、独立行政法人の一部（年金積立金管理運用独立行政法人）が含まれる。

なお、2015年（平成27年）基準では、全国社会保障基金は「準地域」に位置するものに変更となった。

○ 所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税は、主に、毎課税期間に定期的に支払われる家計の所得、法人企業の利潤に課される税、さらに富に課される税から成る。（支払う側から見れば）

定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は「資本税」と呼ばれ、本項目ではなく資本勘定の「資本移転」に含まれる。所得・富等に課される経常税は、さらに「所得に課される税」と「その他の経常税」に分かれる。所得に課される税には、源泉所得税、申告所得税、法人税、道府県民税、市町村民税、日銀納付金等が、その他の経常税には家計の負担する自動車関連諸税、事業税、道府県民税や市町村民税の個人・均等割等が含まれる。自動車関連諸税については、家計による自動車の購入や所有は、企業の場合と異なり、生産活動と結びつくものではないため、所得・富等に課される経常税に記録される。

○ 生産者価格表示および購入者価格表示

生産者価格表示とは生産物を生産者の事業所における価格で評価しようとするものである。したがって、商品が需要者に至るまでの運賃や商業マージンはすべて運輸業や商業の生産とされ、個々の商品には加算されない。生産者価格表示は産業連関表において用いられており、流通経路の相違による価格の相違を除去して生産構造そのものを捉えようとするところに狙いがある。一方、購入者価格表示とは、購入段階における市場価格で評価したものであり、個々の商品価格は運賃や商業マージンが含まれているものである。したがって、主として需要分析のための評価法である。

○ 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税は、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産コストの一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」や「資本税」とは区別される。一般政府の受取としてのみ記録され、それを大別すると、「生産物に課される税」と「生産に課されるその他の税」に分かれ、前者は、財貨またはサービスの1単位当たりで支払われる税であり、「付加価値型税」、「輸入関税」、「その他」に分かれる。「付加価値型税」には消費税や地方消費税等が、「輸入関税」には関税が、「その他」には酒税、たばこ税、揮発油税等が含まれる。また「生産に課されるその他の税」は、生産者が生産に携わる結果として課税される、生産物に課される税を除く全ての税からなり、固定資産税や印紙収入税等が含まれる。

○ 制度部門別分類

経済活動別分類が財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、制度部門別分類は所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類である。所得支出勘定、資本勘定、金融勘定、調整勘定、期末貸借対照表に用いられる。この分類による取引主体には非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体、の5制度部門がある。金融機関が独立部門として設定されているが、これは、金融面の活動において金融機関は他の部門とは全く異なる行動をとるので金融機関を分離する必要があることによる。

○ 総固定資本形成

総固定資本形成は、道（国）民経済計算の体系上、生産者による会計期間中の固定資産の取得から処分を控除したものに、非生産資産の価値を増大させるような支出を加えた価額を指す。ここで、固定資産は、道（国）民経済計算体系上の生産過程により出現

した非金融資産である「生産資産」のうち、生産者によって取得され、原則として1年を超えて繰り返し生産過程に使用されるような資産である。このため、総固定資本形成は、全ての制度部門に記録されるが、家計については持ち家サービス（「持ち家の帰属家賃」参照）を含む個人企業分のみが記録される（消費者としての家計が自動車等を購入しても、これは耐久消費財の最終消費支出であり総固定資本形成は記録されない）。

また、資産の取得・処分時に発生する輸送費、商業マージン、設置・取付費、解体費などの費用（所有権移転費用）についても、可能なものは総固定資本形成として扱い、当該資産のフロー（総固定資本形成）及びストック（固定資産）に含めている。総固定資本形成の対象となる固定資産は、形態別には大きく、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④防衛装備品、⑤育成生物資源、⑥知的財産生産物から成る。

○ 総資本形成

総資本形成は、総固定資本形成と在庫変動の合計である。

○ 総資本形成に係る消費税

道（国）民経済計算においては、財貨・サービスの出荷額、産出額は、消費税等の生産に課される税を含む生産者価格で記録され、これをベースに推計される財貨・サービス別の総固定資本形成は消費税分が含まれているという意味で「グロス」ベースで記録されている。一方で、税法上、課税業者の投資に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる制度（仕入税額控除という）が採られている。このため、この控除分は「総資本形成に係る消費税」として、総資本形成（総固定資本形成、在庫変動）については、この控除分を除いた金額で記録されている。グロスの総固定資本形成から、これら仕入税額控除分を除く処理は「修正グロス方式」と呼ばれる。生産側からGDPを計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため一括して控除処理を行っている。

た 行

○ 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての本道の居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

このように対家計民間非営利団体は、利益配分を行うことができない非営利団体のうち、非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門と定義されるが、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難であり、こうした制約を踏まえて、日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人または法人でない団体について対家計民間非営利団体と位置付けている。

○ 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、非市場生産者としての対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額－これは雇用者報酬、中間消費、固定資本減耗といった

生産費用の積上げにより計測される一から、(i)家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分（「財貨・サービスの販売」と呼ぶ）や、(ii)対家計民間非営利団体自身の総固定資本形成に充てられる部分（「自己勘定総固定資本形成」と呼ぶ）を除いた価額となる。ここで、(i)には、例えば、私立学校（私立大学の附属病院を除き対家計民間非営利団体に格付けされる）の学費収入等が含まれ、(ii)は、対家計民間非営利団体に属する機関が自ら行う研究・開発（R&D）が該当する。

$$\text{最終消費支出} = \text{産出額} - \text{財貨・サービスの販売} - \text{自己勘定総固定資本形成}$$

○ 対前年度増加寄与度・寄与率

寄与度とは、ある変数の増加（減少）に対し、各構成部分がどれだけ影響（寄与）しているかを表すものであり、寄与率とは、全体の増加（減少）に対する各構成部分の増加（減少）の割合をそれぞれパーセントで表したものである。

（家計最終消費支出による例）

- 1 総生産（支出側）に対する家計最終消費支出の対前年度増加寄与度

$$\frac{\text{本年度の家計最終消費支出の実数} - \text{前年度の家計最終消費支出の実数}}{\text{前年度の総生産（支出側）の実数}} \times 100$$
- 2 総生産（支出側）に対する家計最終消費支出の寄与率

$$\frac{\text{本年度の家計最終消費支出の実数} - \text{前年度の家計最終消費支出の実数}}{\text{本年度の総生産（支出側）の実数} - \text{前年度の総生産（支出側）の実数}} \times 100$$

○ 地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料）と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたものに、現物社会移転（市場産出の購入）（社会保障による医療費・介護費の給付等）を加えたものを地方政府等最終消費支出として記録することとしている。

文字通り地方政府等（地方政府と地方社会保障基金）の最終消費支出であり、①無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービス—すなわち「現物社会移転（市場産出の購入）」—と、②非市場生産者としての地方政府による財貨・サービスの産出額—これは雇用者報酬、中間消費、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計測される—のうち、(i)家計や法人企業への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分（「財貨・サービスの販売」と呼ぶ）や、(ii)総固定資本形成に充てられる部分（「自己勘定総固定資本形成」と呼ぶ）を除いた価額から成る。ここで、(i)には、例えば、各種の手数料収入や、公立大学（附属病院を除き一般政府に格付けされる）の学費収入等が含まれ、(ii)は、地方政府に属する機関が自ら行う研究・開発（R&D）の総固定資本形成が含まれる。

$$\begin{aligned} \text{最終消費支出} = & [\text{産出額} - \text{財貨・サービスの販売} - \text{自己勘定総固定資本形成}] \\ & + \text{現物社会移転（市場産出の購入）} \end{aligned}$$

○ 中間投入

中間投入とは、生産者による財貨・サービスの生産の過程で原材料費・光熱費・間接費等として投入された財貨やサービスを指す。生産者による FISIM（別項参照）の消費も中間投入に計上される。一方、中間投入には、機械設備や建物等の固定資産の減価償却分や人件費は含まれず、それぞれ固定資本減耗、雇用者報酬として付加価値に含まれる。産出額から中間投入を控除したものが付加価値である。

○ デフレーター

名目価額から実質価額を算出するために用いられる価格指数をデフレーターといい、デフレーターで名目価額を除いて実質価額を求めることをデフレーションと呼ぶ。価格指数には基準時の名目ウェイトを用いるラスパイレズ型指数と、比較時の名目ウェイトを用いるパーシェ型指数がある。道（国）民経済計算では、デフレーターはパーシェ型指数を採用している（ラスパイレズ型指数の例としては、消費者物価指数や企業物価指数が挙げられる）。

○ 統計上の不突合

道内総生産（生産側）と道内総生産（支出側）は、概念上一致すべきものであるが、推計方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を「統計上の不突合」といい、勘定体系のバランスを図るために、一つの項目として支出系列に表章される。

○ 土地

土地は、それを覆っている土壌および地表水を含む地面のうち、それに対して所有権が行使され、それを保有または使用することによってその所有者がそれから経済的利益を得ることができるものから成る。土地の価値からは、そこに所在する建物またはその他の構築物、育成作物・樹木・動物、鉱物やエネルギー資源、非育成生物資源等は除外される。土地は、さらに「宅地」、「耕地」、「その他の土地」に区分される。

○ 土地の購入（純）

土地の購入（純）は、資本勘定に記録される項目の一つであり、非生産資産である土地について、購入から売却を控除したものである。なお、土地取引に要した移転費用や、土地造成に係る費用は、総固定資本形成に計上されるため、土地の購入（純）には含まれない。土地取引は、原則として、居住者の間でのみ行われるものとされる。道における非居住者が道内の土地を購入した場合には、居住者たる名目上の機関がこの土地の所有者となり、非居住者は、この名目上の機関に対し、土地の購入額に等しい債権（直接投資）を取得すると擬制している。

な 行

○ 年金受給権の変動調整

年金受給権の変動調整とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得の使用

勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

は 行

○ 発生主義

道（国）民経済計算では、取引の記録時点として、当該取引が実際に発生した時点を適用することとしており、これを発生主義の原則という。

具体的に各取引についてみると、生産活動においては、財貨の生産やサービスの提供がなされた時点、消費支出、資本形成については、財貨・サービスが購入された時点または所有権が移転した時点がとられる。また、輸出入取引は、居住者と非居住者間で所有権が移転した時点で記録される。さらに、所得の受払は、その支払義務が発生した時点、金融取引については、資産・負債の所有権が移転した時点、あるいは新たに債権・債務関係が発生した時点がとられる。

○ 非金融法人企業

非金融法人企業は、全ての我が国の居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業や準法人企業から成る。法人企業としては、営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、医療機関等や、特殊法人等の一部が含まれる。準法人企業とは、法人企業ではないが、基本的にこれと同様に自律的に意思決定を行う主体を指し、海外の企業の国内支店や、国の特別会計の一部等が含まれる。

非金融法人企業には、市場生産に携わる非営利団体として、医療サービスを供給する医療機関（医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む）や、介護保険による介護サービスを供給する介護事業者、さらには経済団体が含まれる。非金融法人企業は、政府による所有・支配に応じて、民間非金融法人企業か公的非金融企業に分かれる。

○ 非市場生産者（「市場生産者、非市場生産者」を参照）

○ 非生命純保険料

非生命純保険料は、非生命保険に係る保険契約者ないし定型保証に係る保証対象のローンの借り手により当該会計期間の保険、保証のカバレッジを得るために支払われる保険料ないし保証料の総額から、非生命保険会社や定型保証機関へ支払われるサービスチャージ（非生命保険、定型保証の産出額）を差し引いたものであり、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示す。所得の第2次分配勘定では、受取側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関、支払側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの借り手部門（非金融法人企業ないし家計）に記録される。なお、

$$\begin{aligned} \text{非生命純保険料} &= \text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} - \text{産出額} \\ &= \text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）} \\ &\quad - [\text{保険料（保証料）} + \text{追加保険料（追加保証料）}] \end{aligned}$$

－保険金（純債務肩代わり）]
＝保険金（純債務肩代わり）

であり、非生命保険会社・定型保証機関としての金融機関からみれば、非生命純保険料と非生命保険金は一致する。

○ 非生命保険金

非生命保険金は、損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。所得の第2次分配勘定では、支払側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関に、受取側では非生命保険の被保険者たる各制度部門ないし保証対象のローンの貸し手部門（金融機関）に記録される。

なお、非生命保険金には、通常予見しえないような巨大災害が発生した際の保険金は含まれず、「資本移転」に計上される。これは、非生命保険の産出額が極端な動き（マイナス）になることを避けるという観点から国際基準において推奨されている処理である。

○ FISIM:フィジム (Financial Intermediation Services Indirectly Measured)

FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）は、金融サービスの一形態である。金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課する）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものがFISIMである。産出されたFISIMは、需要先としては、サービスの利用者の消費（中間消費ないし最終消費支出）に配分される。

○ 補助金

補助金とは、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させるものと考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない（「資本移転」に含まれる）。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。

ま 行

○ 民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

○ 持ち家の帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の受払を伴わない住宅等について、通常の借家や借間と

同様のサービスが生産され消費されるものとみなして、それを市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。「持ち家の帰属家賃」は、実際には家賃の受払を伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）について計算した帰属家賃のことである。道（国）民経済計算では住宅自己所有者（家計）は不動産業（住宅賃貸業）を営んでいるものとされるため、「持ち家の帰属家賃」は家計の生産額に含まれ、営業余剰（＝「持ち家の帰属家賃」－中間投入（修繕費や住宅ローンの借入に係る FISIM（借り手側 FISIM）等）－固定資本減耗（持ち家の固定資産から生じる減耗分）－生産・輸入品に課される税（固定資産税等））は、家計の営業余剰に含まれる。

6 経済活動別分類

大分類	中分類	小分類	内容
農林水産業	農林水産業	農業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業、農業サービス業
		林業	林業
		水産業	漁業・水産養殖業
鉱業	鉱業	鉱業	石炭・原油・天然ガス鉱業、採石・砂利採取業、その他の鉱業
製造業	食料品	食料品	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、その他の食料品製造業、飲料製造業、たばこ製造業
	繊維製品	繊維製品	化学繊維製造業、紡績業、織物・その他の繊維製品製造業、身回品製造業
	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙・紙加工品製造業
	化学	化学	基礎化学製品製造業、その他の化学工業
	石油・石炭製品	石油・石炭製品	石油製品製造業、石炭製品製造業
	窯業・土石製品	窯業・土石製品	窯業・土石製品製造業
	一次金属	一次金属	製鉄業、その他の鉄鋼業、非鉄金属製造業
	金属製品	金属製品	金属製品製造業
	はん用・生産用・業務用機械	はん用・生産用・業務用機械	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業
	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス製造業
	電気機械	電気機械	産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、その他の電気機械器具製造業
	情報・通信機器	情報・通信機器	通信機械・同関連機器製造業、電子計算機・同附属装置製造業
	輸送用機械	輸送用機械	自動車製造業、船舶製造業、その他の輸送用機械・同修理業
	その他の製造業	印刷業	印刷・製版・製本業
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気業	電気業
		ガス・水道・廃棄物処理業	ガス・熱供給業、上水道業、工業用水道業、廃棄物処理業、(政府)下水道、(政府)廃棄物処理
建設業	建設業	建設業	建築業、土木業
卸売・小売業	卸売・小売業	卸売業	卸売業
		小売業	小売業
運輸・郵便業	運輸・郵便業	運輸・郵便業	鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業、その他の運輸業、郵便業、(政府)水運施設管理、(政府)航空施設管理
宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	宿泊・飲食サービス業	飲食サービス業、旅館・その他の宿泊所
情報通信業	情報通信業	通信・放送業	電信・電話業、放送業
		情報サービス・映像音声文字情報制作業	情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業
金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	金融業、保険業
不動産業	不動産業	住宅賃貸業	住宅賃貸業
		その他の不動産業	不動産仲介業、不動産賃貸業
専門・科学技術・業務支援サービス業	専門・科学技術・業務支援サービス業	専門・科学技術・業務支援サービス業	研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業、獣医業、(政府)学術研究、(非営利)自然・人文科学研究機関
公務	公務	公務	(政府)公務
教育	教育	教育	教育、(政府)教育、(非営利)教育
保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	保健衛生・社会事業	医療・保健、介護、(政府)保健衛生、社会福祉、(非営利)社会福祉
その他のサービス	その他のサービス	その他のサービス	自動車整備・機械修理業、会員制企業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業、(政府)社会教育、(非営利)社会教育、(非営利)その他

第2編 道民経済計算のしくみ

第2章 推計方法の概要

1 経済活動別道内総生産

項目	主な推計方法	主な資料
	総生産は、経済活動別に、産出額（自社開発ソフトウェア、企業内研究開発 R&Dを含む）、中間投入額（FISIM消費額、政府手数料を含む）を求め、産出額から中間投入額を控除して求める。	
1 農林水産業		
(1) 農業 産出額	1 農業 米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業の産出額×年度転換比率 2 農業サービス業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率	農水省「生産農業所得統計」、「農業経営統計調査」 総務省・経産省「経済センサス」 内閣府資料
中間投入額	1 農業 産出額×中間投入比率（農業経営費／農業粗収益） 2 農業サービス業 産出額×国の中間投入比率	
(2) 林業 産出額	1 育林業 木材生産産出額×育林生産額比率×民有林野面積比率×年度転換比率 2 素材生産業 木材生産産出額×民有林野面積比率×年度転換比率＋（薪炭生産産出額＋栽培きのこ類生産産出額＋林野副産物採取産出額）×年度転換比率	農水省「生産林業所得統計」、「農林業センサス」 北海道開発局「北海道産業連関表」 内閣府資料
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
(3) 水産業 産出額	1 海面漁業、海面養殖業 海面漁業、海面養殖業の産出額×年度転換率 2 内水面漁業、内水面養殖業 内水面漁業、内水面養殖業の生産額×年度転換率	農水省「漁業産出額」、「漁業・養殖業生産統計」、「漁業センサス」、「漁業経営調査」 内閣府資料
中間投入額	産出額×中間投入比率（漁船・漁具費等経費／漁労収入）	
2 鉱業 産出額	1 鉱業（碎石・砂利採取業を除く） 全国産出額×鉱産税調定済額比率 2 碎石業・砂利採取業 全国産出額×従業者数比率	総務省・経産省「経済センサス」 総務省「市町村税課税状況等の調」 総務省「地方財政状況調査」 内閣府資料
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
3 製造業 産出額	1 工業統計分 （製造品出荷額等－転売商品の仕入額＋製造品及び半製品・仕掛品在庫純増） ×年度転換比率 2 と畜場 営業収益	経産省「工業統計調査」 総務省・経産省「経済センサス」 北海道経産局「北海道鉱工業指数」 日本銀行「製造業部門別投入・産出物価指数」 総務省「地方公営企業決算状況調査」 道経済企画課「財政収支調査」 内閣府資料
中間投入額	1 工業統計分 （原材料使用額等－製造等に関連した外注費－転売商品の仕入額） ×年度転換比率＋政府手数料＋間接費＋FISIM消費額 2 と畜場 産出額×中間投入比率（食料品の原材料使用額から推計）	
4 電気・ガス・水道業・廃棄物処理業 産出額	1 電気業 営業収益－（地帯間購入電力料＋他社購入電力料） 2 ガス業・熱供給業 営業収益 3 水道業 営業収益－受託工事費－受水費 4 廃棄物処理業（民営のみ） 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率	北海道経産局「一般ガス導管事業者の財務諸表」 総務省「地方公営企業決算状況調査」 厚労省「毎月勤労統計」 道財政課「道各会計決算書及附属書類」 道経済企画課「財政収支調査」

項目	主な推計方法	主な資料
中間投入額	1 電気業 一般厚生費、燃料費、修繕費、賃貸料、普及開発費等 2 ガス業・熱供給業 営業費用－（人件費＋減価償却費＋租税公課） 3 水道業 動力費＋修繕費＋材料費＋薬品費等 4 廃棄物処理業 産出額×国の中間投入比率 ※非市場生産者分（下水道、廃棄物処理（政府））は、「非市場生産者（政府）」を参照	内閣府資料
5 建設業 産出額	1 建築・土木工事 (1) 民間 全国建設投資額×出来高工事ベース工事高道分比率 (2) 公的 北海道産業連関表値×年度転換比率×公的資本形成増加率 2 修繕工事 (1) 民間 民間建築産出額×民間建築補修率 (2) 公的 維持補修費等	国交省「建設投資見通し」「建設工事施工統計調査報告」「建設総合統計」 北海道開発局「北海道産業連関表」「資本形成調査」 総務省「地方財政状況調査」 道経済企画課「財政収支調査」
中間投入額	産出額×国の中間投入比率×粗中間投入比率の対全国比	内閣府資料
6 卸売・小売業 産出額	1 卸売業 全国値×卸売業分割比率 2 小売業 全国値×小売業分割比率	経産省「商業統計調査」 「商業動態統計調査」 財務省「法人企業統計」 内閣府資料
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
7 運輸・郵便業 産出額	1 鉄道業 (1) JR旅客、JR貨物、JR以外の鉄道・軌道 営業収益 (2) 索道 旅客収入 2 道路運送業 (1) 道路旅客業（バス、ハイヤー、タクシー） 営業収入 (2) 道路貨物輸送業 全国産出額×年度転換比率×輸送トン数比率 3 水運業 (1) 外洋輸送業、港湾運送業 全国産出額×年度転換比率×貨物量比率 (2) 沿海・内水面輸送業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 4 航空運輸業 (1) 国内航空輸送業 全国産出額×年度転換比率×空港間旅客人キロ数比率 (2) 国際航空輸送業 全国産出額×年度転換比率×乗客数比率 5 その他の運輸業 (1) 貨物運送取扱 事業収入 (2) 倉庫業 全国産出額×年度転換比率×在庫量比率 (3) こん包業、その他の水運附帯サービス業、旅行・その他の運輸附帯サービス業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率	国交省「鉄道輸送統計年報」「自動車輸送統計年報」「港湾統計年報」「航空輸送統計調査」 「暦年・年度別空港管理状況調書」 総務省・経産省「経済センサス」 経産省「第3次産業活動指数」 厚労省「毎月勤労統計」 道経済企画課「財政収支調査」 内閣府資料

項目	主な推計方法	主な資料
	(4) 道路輸送施設提供業 ① 高速自動車道等 料金収入 ② 路外駐車場 全国産出額×年度転換比率×駐車可能台数比率 (5) 航空施設管理・その他の航空附帯サービス 全国産出額×年度転換比率×航空運輸業産出額比率 6 郵便業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率	
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
	※非市場生産者分（（政府）水運施設管理、（政府）航空施設管理（国営））は、「非市場生産者（政府）」を参照	
8 宿泊・飲食サービス業 産出額	飲食サービス業、旅館・その他の宿泊所 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率	総務省・経産省「経済センサス」 経産省「第3次産業活動指数」 厚労省「毎月勤労統計」 内閣府資料
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
9 情報通信業 産出額	1 電信・電話業 (1) 電信・電話業（固定電気通信業、移動電気通信業、その他の電気通信業） 全国産出額×年度転換比率×電話発信回数比率 (2) その他の通信サービス業、インターネット附随サービス業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 2 放送業 (1) 公共放送業 全国受信料収入×受信契約者数対全国比÷選挙放送関係交付金 (2) 民間放送業 放送収入+制作収入+番組販売収入-代理店収入 (3) 有線放送業 放送収入+施設使用料収入 3 情報サービス業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 4 映像・音声・文字情報制作業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率	総務省・経産省「経済センサス」 経産省「第3次産業活動指数」 厚労省「毎月勤労統計」 道経済企画課「財政収支調査」 内閣府資料
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
10 金融・保険業 産出額	1 金融業 (1) 日本銀行 全国産出額×従業者数比率 (2) 預金取扱機関（民間預金取扱機関、公的預金取扱機関） FISIM 産出額＝借り手側 FISIM 産出額+貸し手側 FISIM 産出額+受取手数料 借り手側 FISIM 産出額＝全国産出額×貸出金残高比率 貸し手側 FISIM 産出額＝全国産出額×預金残高比率 受取手数料＝全国受取手数料×貸出金・預金残高比率 (3) その他の金融機関 全国受取手数料×従業者数比率 2 保険業 (1) 生命保険（民間生命保険、公的命保） 全国産出額×保有契約金額（契約高）比率 (2) 年金基金 全国産出額×加入者数比率	財務省「財政融資資金現在高」 総務省・経産省「経済センサス調査」 文科省「学校基本調査」 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業年報」 総務省「地方財政状況調査」 北海道農業共済組合連合会「農業共済組合等財務統計表」 道経済企画課「財政収支調査」 各種機関「事業報告書」 内閣府資料

項目	主な推計方法	主な資料
	(3) 非生命保険 ① 民間非生命保険 全国産出額×保険料・保険金等比率 ② 公的非生命保険 各機関の産出額の合計 ③ 定型保証 ア 信用保証協会 業務費 イ 住宅ローン保証を提供する機関 全国産出額×住宅・土地の負債高比率	
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
11 不動産業 産出額	1 住宅賃貸業 住宅総床面積×1㎡当たり家賃 2 不動産仲介業、不動産賃貸業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率	総務省・経産省「経済センサス」 総務省「住宅・土地統計調査」「消費者物価指数」 経産省「第3次産業活動指数」 厚労省「毎月勤労統計」 国交省「建築着工統計調査」「建築動態統計」「建築物減失統計調査」 内閣府資料
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
12 専門・科学技術、業務支援サービス業 産出額	1 研究開発サービス、広告業、物品賃貸サービス業、その他の対事業所サービス業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 2 獣医業 全国産出額×獣医師数比率	総務省・経産省「経済センサス」 経産省「第3次産業活動指数」 厚労省「毎月勤労統計」 農水省「獣医師の届出状況」 内閣府資料
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
13 公務	※非市場生産者分（学術研究（政府）、自然・人文科学研究機関（非営利））は、「非市場生産者（政府）」及び「非市場（非営利）」を参照 「17 非市場生産者（政府）」を参照	「17 非市場生産者（政府）」を参照
14 教育 産出額	全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率	総務省・経産省「経済センサス」 経産省「第3次産業活動指数」 厚労省「毎月勤労統計」 内閣府資料
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
15 保健衛生・社会事業 産出額	※非市場生産者分（教育（政府・非営利））は、「非市場生産者（政府）」及び「非市場（非営利）」を参照 1 医療・保険 (1) 医療業 保険適用となる傷病治療費（公費負担分＋保険者等負担分＋後期高齢者医療給付分＋患者負担分）×（1＋保険外診療比率） (2) 保健衛生業、社会福祉業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 (3) 介護 介護給付・予防給付費用額＋市町村特別給付費用額	厚労省「毎月勤労統計」 「国民医療費の概況」「介護保険事業状況報告」「国民健康保険事業年報」 社会保険診療報酬支払基金「年度統計」 厚労省「後期高齢者医療事業状況報告」 総務省・経産省「経済センサス」 経産省「第3次産業活動指数」 内閣府資料
中間投入額	産出額×国の中間投入比率	
	※非市場生産者分（保健衛生・社会福祉（政府）、社会福祉（非営利））は、「非市場生産者（政府）」及び「非市場（非営利）」を参照	

項目	主な推計方法	主な資料
16 その他のサービス 産出額	1 自動車整備・機械修理業 (1) 自動車整備業 全国産出額×年度転換比率×自動車保有車両数比率 (2) 機械修理業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 2 会員制企業団体、娯楽業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス業 全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率	国交省「交通関連統計資料集」 総務省・経産省「経済センサス」 経産省「第3次産業活動指数」 厚労省「毎月勤労統計」 内閣府資料
中間投入額	産出額×国の中間投入比率 ※非市場生産者分（社会教育（政府・非営利）、その他（非営利））は、「非市場生産者（政府）」又は「非市場（非営利）」を参照	
17 非市場生産者 （政府） 産出額	雇用人報酬＋中間投入額＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税	総務省「地方財政状況調査」「地方公営企業決算状況調査」 道経済企画課「財政収支調査」 内閣府資料
中間投入額	物件費（賃金を除く）、維持修繕費等	
18 非市場生産者 （非営利） 産出額	全国産出額×従業者数比率×現金給与比率	総務省・経産省「経済センサス」 厚労省「毎月勤労統計」 文科省「学校基本調査」 内閣府資料
中間投入額	全国値×従業者数比率×現金給与比率	
19 企業内研究開発 R&D 産出額	全国値×研究者・技術者数比率	総務省「国勢調査」 内閣府資料
20 自社開発ソフト ウェア 産出額	全国値×産出額比率	内閣府資料
21 輸入品に課される 税・関税	全国値×輸入額比率	財務省「日本貿易統計」 函館税関「外国貿易年表」
22 総資本形成に係 る消費税	消費税のうち総資本形成に係る投資控除分	北海道開発局「資本形成調査」
23 固定資本減耗	産出額×固定資本減耗比率	内閣府資料
24 生産・輸入品に 課される税	全国値×総生産の対全国比率	内閣府資料
25 補助金	全国値×総生産の対全国比率	内閣府資料

2 道民所得（分配）

項目	主な推計方法	主な資料
<p>1 雇用者報酬</p> <p>(1) 賃金・俸給</p> <p>① 現金給与</p> <p>ア 農林水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業 ・ 林業 ・ 水産業 <p>イ 農林水産業以外の産業</p> <p>② 役員報酬</p> <p>③ 議員歳費等</p> <p>④ 現物給与</p> <p>⑤ 給与住宅差額家賃</p> <p>(2) 雇主の現実社会負担</p> <p>(3) 雇主の帰属社会負担</p>	<p>農家1戸当たり雇用労賃×農家戸数</p> <p>林業の道内純生産×林野面積の個人分割合×雇用労賃率</p> <p>水産業の道内純生産×雇用労賃率</p> <p>1 常用雇用者 常用雇用者数×常用雇用者1人当たり賃金・俸給</p> <p>2 臨時・日雇 臨時・日雇雇用者数×臨時・日雇の1人当たり年間現金給与総額</p> <p>3 有給家族従業者 有給家族従業者1人当たり年間平均給与×有給家族従業者数</p> <p>1人当たり役員給与・賞与×役員給与格差×役員数</p> <p>議員歳費、報酬、委員手当等</p> <p>現金給与所得×現物給与比率</p> <p>(1カ月1㎡当たり市中平均家賃(民営借家)－1カ月1㎡当たり給与住宅家賃) ×(給与住宅数×給与住宅の1住宅当たり延床面積)×12ヶ月</p> <p>「社会保障基金に係る雇主の現実社会負担(一般政府に格付けされる年金(厚生年金、国民年金等)に係る基金への雇主負担と年金以外(健康保険、労働保険等)の基金への雇主負担)」と「その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担(金融機関に格付けされる年金基金への雇主負担)」により推計</p> <p>雇主の帰属年金負担と雇主の非帰属年金負担(退職一時金(政府等)、公務災害補償費等)により推計</p>	<p>農水省「農業物価統計」「林業経営統計調査」</p> <p>農水省北海道農政事務所「北海道農林水産統計年報(水産編)(農業経営統計編)(総合編)」</p> <p>総務省・経産省「経済センサス」</p> <p>総務省「国勢調査」「地方公務員給与の実態」「住宅・土地統計調査」「地方公営企業決算状況調査」</p> <p>札幌国税局「札幌国税局統計書」</p> <p>経産省「商業統計調査」「工業統計調査」</p> <p>文科省「学校基本調査」</p> <p>厚労省「賃金構造基本統計調査」「毎月勤労統計」「児童手当事業年報」「雇用保険事業年報」「雇用保険料率」「厚生年金保険・国民年金事業年報」</p> <p>協会けんぽ「事業年報」</p> <p>人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」</p> <p>農林漁業団体職員共済組合資料</p> <p>勤労者退職金共済機構「年次統計」</p> <p>全国健康保険協会「全国健康保険協会事業年報」</p> <p>全国市町村共済組合連合会「決算の概要」</p> <p>札幌大「財務諸表」</p> <p>道「北海道歳入歳出決算に係る附属調書」</p> <p>道介護保険課「介護保険事業状況報告」</p> <p>道経済企画課「財政収支調査」</p> <p>内閣府資料</p>

項目	主な推計方法	主な資料
2 財産所得 (非企業部門) (1) 一般政府 (2) 家計 (3) 対家計民間 非営利団体	1 受取 利子 (FISIM 調整後)、分配所得、保険契約者に帰属する投資所得、賃貸料により推計 2 支払 利子 (FISIM 調整後)、賃貸料により推計 1 利子 (1) 受取 預貯金利子、有価証券利子、FISIM 消費額(貸し手側)により推計 (2) 支払(消費者負債利子) 消費者負債利子、FISIM 消費額(借り手側)により推計 2 配当(受取) 配当所得により全国値を按分して推計 3 その他の投資所得(受取) 保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得により推計 4 賃貸料(受取) 土地賃貸料、著作権使用料により推計 1 受取 利子 (FISIM 調整後)、配当、保険契約者に帰属する投資所得、賃貸料により推計 2 支払 利子 (FISIM 調整後)、賃貸料により推計	日本銀行「日本銀行統計」 総務省・経産省「経済センサス」 総務省「住宅・土地統計調査」「家計調査」 「全国消費実態調査」 「地方公営企業決算状況調査」「固定資産の価格等の概要調査」 「地方財政状況調査」 財務省「財政融資資金現在高」 文科省「学校基本調査」 農水省「総合農協統計表」「農林業センサス」 国税庁「国税庁統計年報」 厚生省「厚生年金保険・国民年金事業年報」 特許庁「特許行政年次報告書」 ゆうちょ銀行「財務状況」 北海道財務局「北海道金融月報」 札幌国税局「札幌国税局統計書」 農林漁業信用基金「農業共済財務主要統計」 地方債協会「地方債統計年報」 (株)日本不動産研究所「田畑価格及び賃借料調」 人事院「国家公務員給与実態調査」 各種機関の「事業報告書」「決算書」「損益計算書」等 道「歳入歳出決算に係る附属調書」 道経済企画課「財政収支調査」 内閣府資料
3 企業所得 (企業部門の第1 次所得バランス) (1) 民間法人企業 (2) 公的企業 (3) 個人企業	非金融法人企業、金融機関 営業余剰、財産所得(受取)、財産所得(支払)により推計 非金融法人企業、金融機関 営業余剰、財産所得(受取)、財産所得(支払)により推計 1 農林水産業 混合所得、支払利子、支払賃貸料により推計 2 その他の産業(非農林水産・非金融) 混合所得、支払利子、支払賃貸料により推計 3 持ち家 営業余剰、支払利子、支払賃貸料により推計	

3 道内総生産（支出側）

項目	主な推計方法	主な資料
1 民間最終消費支出 (1) 家計最終消費支出	1 全国消費実態調査 2人以上世帯と単身世帯に分け13目的分類別に推計 1世帯当たり消費支出額×世帯数 2 直接推計法 (1) 全国消費実態調査では補足していないSNA概念の推計項目 生命保険サービス、年金基金サービス、証券手数料、FISIM消費額 (2) 全国消費実態調査では的確に把握していないと考えられる推計項目 家賃（持ち家の帰属家賃を含む）、非生命保険のサービス料、自動車購入額、医療費（自己負担分）、介護費（自己負担分） 3 家計最終諸費支出の推計 13目的別最終消費支出の全国値に道分割を乗じて推計 道分割合＝（1の道分推計値＋2の道分推計値）／（1の全国推計値＋2の全国推計値）	総務省 「全国消費実態調査」 「全国家計構造調査」 「国勢調査」 「小売物価統計調査」 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」 北海道開発局「産業連関表」 内閣府「国民経済計算」 内閣府資料
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	非市場生産者（非営利部門）の産出額－財貨・サービスの販売－自己勘定総固定資本形成（R&D）	内閣府「国民経済計算」 内閣府資料
2 政府最終消費支出	非市場生産者（政府部門）の産出額－財貨・サービスの販売－自己勘定総固定資本形成（R&D）＋現物社会移転	内閣府資料
3 道内総資本形成	北海道開発局「資本形成調査」による。	総務省「地方財政状況調査」 内閣府資料
4 財貨サービスの移出入（純）・統計上の不突合 (1) 財貨サービスの移出入（純）	1 移出 経済活動別産出額×移出率 2 移入 （中間投入＋民間最終消費支出＋政府最終消費支出＋総資本形成）×移入率 3 FISIMの移出入 FISIM道内産出額－FISIM道内消費額	北海道開発局「資本形成調査」 北海道開発局「産業連関表」
(2) 統計上の不突合	道内総生産－（民間最終消費支出＋政府最終消費支出＋総資本形成＋財貨サービスの移出入（純））	
5 道外からの所得（純）	道民所得－道内所得	

4 制度部門別資本勘定

項目	主な推計方法	主な資料
1 総固定資本形成	道内総生産（支出側）の道内総固定資本形成を5制度部門に組み替える。	北海道開発局「資本形成調査」
2 (控除) 固定資本減耗	生産推計における固定資本減耗を制度部門別に求めて、それぞれの部門に計上	経産省「工業統計調査」 総務省・経産省「経済センサス」
3 在庫変動	道内総生産（支出側）の在庫変動を2制度部門（非金融法人企業、家計）に組み替える。	総務省「地方財政状況調査」 「地方公営企業決算状況調査」
4 土地の購入（純）	一般政府のみ（土地購入額－土地売却額）を計上	国交省「建築統計」
5 純貸出（+） ／純借入（-）	（貯蓄＋資本移転（純））－（総固定資本形成－固定資本減耗＋在庫変動＋土地の購入（純））	札幌国税局「札幌国税局統計書」 道経済企画課「財政収支調査」
6 貯蓄	制度部門別所得支出勘定における各制度部門の貯蓄を計上	内閣府資料
7 資本移転（純）	資本移転は、一般政府と他の制度部門との間だけに行われるものと見なし推計 資本移転（純）＝受取資本移転－支払資本移転	

5 道民経済計算（地域編）の按分指標等

項目	按分指標	主な資料
農業	収穫量、飼養頭数、従業者数等	北海道農林水産統計年報 農林業センサス 経済センサス
林業	森林伐採材積、特用林産物生産額等	北海道林業統計 北海道特用林産統計
水産業	漁業生産高等	財政収支調査
鉱業	生産量、従業者数等	地方財政状況調査 経済センサス
製造業	工業統計の振興局別・業種別製造品出荷額等 ①製造品出荷額等 ②原材料使用額等	工業統計調査 経済センサス
電気・ガス・水道業・ 廃棄物処理業	事業所及び地方公営企業の営業収益、従業者数等	財政収支調査 北海道工業用水道事業会計決算書 地方公営企業決算状況調査 経済センサス
建設業	1 公共（建築・土木）公共工事請負金額 2 民間（建築・土木）民間建築工事：新增分家屋決定価格 民間土木工事：建設業従業者数 3 補修工事 ①民間建築非住宅 民営事業所数 ②民間建築住宅 世帯数 ③公的補修工事 維持補修費	北海道建設業信用保証（株）資料 固定資産の価格等の概要調査 国勢調査 地方財政状況調査 経済センサス
卸売・小売業	商業統計の年間商品販売額、その他の収入額	商業統計
運輸・郵便業	従業者数、貨物流動調査の輸送トン数、海上出入貨物表の移輸出入トン数、空港別乗降客数等	経済センサス 貨物流動調査 港湾統計年報 航空輸送統計調査
宿泊・飲食サービス業	従業者数	経済センサス
情報通信業	従業者数	経済センサス
金融業・保険業	1 金融業 年度末貸出残高、信用事業収益、人口、事業所数等 2 保険業 人口、従業者数等	北海道金融月報 全国消費実態調査 地方財政状況調査 経済センサス 厚生年金保険・国民年金事業年報 国勢調査 財政収支調査
不動産業	従業者数、住宅総床面積	建築統計年報 国勢調査 経済センサス
専門・科学技術、業務支援 サービス業	従業者数、獣医師数	経済センサス 獣医師の届出状況
公務	従業者数、事業費等	地方財政状況調査 経済センサス
教育	従業者数	経済センサス
保健衛生・社会事業	1 医療・保健 ①医療業 従業者数 ②保健衛生業 従業者数 ③社会福祉業 従業者数 2 介護 介護保険給付にかかる市町村別費用額	経済センサス 介護保健事業状況報告
その他のサービス	従業者数	経済センサス
非市場生産者（政府）	従業者数、事業費等	地方公営企業決算状況調査 地方財政状況調査 学校基本調査 道管理空港の空港別収支の試算結果について 経済センサス 財政収支調査
非市場生産者（非営利）	従業者数	経済センサス
輸入品に課される税・関税	振興局別総生産（小計）	
総資本形成に係る消費税	振興局別総生産（小計）	